京都精神保健福祉士協会

きょうと通信　NO. 58



２００７年 １１月発行

事務局：財団法人　長岡記念財団内
〒610-0843　京都府長岡京市友岡４丁目 18 の 1
TEL　075-951-9201（代）
FAX　075-954-1210（代）
e-mail　office@kyo-psw.org

【１月例会の案内】

～１２月は休会し１月例会を行います～

日　時：2008 年 1 月 19 日（土）14：00～17：00

会　場：未定（京都府福利厚生センターを予定。確定次第連絡します！）

テーマ：障害者自立支援法施行後の現状報告会

報告者：①「日中活動支援の現場では」　京都精神保健福祉施設協議会より
（報告者調整中）

②「障害者生活支援センターでは」　支援センターのつどいより
倉田由樹子さん（障害者地域生活支援センター西京）

③「グループホーム・ケアホームでは」　京都精神保健福祉施設協議会より
宮崎彰造さん（障害者地域生活支援センターらしく）

④「保健所では」
京都府より　熊取谷　晶さん（山城南保健所）
京都市より　荒木　洋子さん（伏見保健所醍醐支所）

⑤「医療機関では」　是澤　雅代さん（京都民医連第二中央病院）

障害者自立支援法委員会（今年度より学習会改め）では、平成 18 年に法が施行される前より、法について学習を重ね、各自が持っている情報を共有してきました。また、当協会としては他４団体と共に、京都府、市に対して要望活動を行ってきました。現在、法施行に伴い各現場では様々な変化が起こっています。しかし、私たちは目の前のことに追われ各現場の変化や状況を充分に理解しているとは言えません。1 月例会ではまずは現状を共有する場として報告会を企画しました。そして当事者の暮らしと法による影響を正しく捉え、今後私たちがなすべきことを改めて考える機会にしたいと思います。多くのご参加をお待ちしています。

【１０月例会報告】

日　　時	： 2007 年 10 月 6 日（土）14：00～17：00
会　　場	： 京都府職員福利厚生センター　第 2・3 会議室
テ ー マ	：「金銭トラブル相談の基礎知識 ー成年後見制度、債務整理の活用法ー」
講　　師	： 中野　篤子　氏（京都さくら司法書士事務所　司法書士）
参 加 者	：　37 名

10 月例会は「金銭トラブル相談の基礎知識～成年後見制度、債務整理の活用法～」というテーマで京都さくら司法書士事務所より司法書士の中野篤子さんをお招きしました。

はじめに、成年後見制度の基礎知識の解説がありました。2000 年 4 月からスタートした新制度について、法定後見と任意後見のちがい、どこが後見人をするか、誰が後見人になるかなどの概略が説明されました。

後見人の８０パーセント弱が親族であるという現状があり、支援をしていく中でやはり家族の力が大きいという印象を受けました。親族の利害関係が対立する場合は弁護士、司法書士、社会福祉士などがなるケースもあり、法人が受けることも可能となるが、実際には誰が動くかなどの問題があり、現実的には難しいというお話でした。また、日常の金銭管理が難しい方が利用できる福祉サービス利用援助事業（19 年度より「地域福祉権利擁護事業」から改称）についても解説がありました。

続いて債務整理についてのお話がありました。すでに被害に遭ってしまった場合の対応について､違法な貸付の場合など､そのまま返済することが適切とは限らないケースがあることや、債権者との「話し会い」によって債務を減らす方法など、実際に問題解決に携わっている方ならではの現場の知恵をご披露いただきました。任意整理、特定調停、過払い訴訟など法的手続きのお話を聞き、やはり法の専門家に頼らねばならない場面も多いことを実感しました。弁護士、司法書士に相談をする窓口として日本司法支援センター「法テラス」などのご紹介をいただきました。

財産管理についてのひとつのポイントとして、「継続的なかかわりの中で被害を未然に防ぐ」ことがあげられ、精神保健福祉士を含めたネットワークの中で利用者を見守っていく体制が必要なことを感じました。

お話の最後は、講師が精神に障害をおもちの方にかかわられた事例をもとに、制度の具体的な活用例を２つご紹介いただきました。「金銭管理があまり得意ではない」「勧められるままに要らないものを買わされてしまう」「以前消費者金融からお金を借りてしまい、両親が返済」など、身近なケースによく似た事例があり、参考になりました。

もうひとつの事例では、資産をもった父の死亡により遺産分割協議が必要になった方のケースで、後見人による支援の方法が紹介されました。公正証書による遺言やリバースモーゲージ（長期生活支援資金）の活用など、法の奥深さを再認識しました。

一口に金銭トラブルといっても幅が広く、精神保健福祉士が法律的な知識をどれくらい知っていたらよいのか、どこまで関わったらよいのか、この例会を準備する中で考え続けていた疑問でした。司法書士の側でも、精神保健福祉士の意見を聞きたいことがあると講師が言われたように､結局は両者の適切な連携が金銭トラブルにあった方々の支援をするために必要であり、その関係づくりを今後進めていかねばならないことを理解した例会でした。

（10 月例会担当者 前田・中山・藤井）

【１０月例会感想文】

第二北山病院　大道裕奈さん

今年の 4 月に入職した私は、成年後見制度や債務整理に関わったこともなく、おおよその知識のまま、また、金銭トラブルなんて難しそう‥という印象を持ったまま今回の中野さんのお話に臨ませていただきました。

事例を用いて説明していただいたことで、制度の概要の理解や、その制度を実際にどう活用していけばよいのかということがわかりました。知っておかなければ対象者の方が不利益を被る場合があることもあり、敬遠しがちであった問題に触れる機会が持ててよかったです。また、グループワークにおいては実際に成年後見制度の利用を支援しておられる先輩ワーカーの取り組みや苦悩を聞くことができました。後見人は一生のパートナー、後見人を選ぶ際には、利用者の細かなニーズや必要となる支援をワーカーがともに考え、慎重に選んでいくことが大切だと感じました。

今回のお話を通じて、遠くに感じていた制度を身近に感じる事ができました。今後の支援に活かしていきたいと思います。

財団法人長岡記念財団　医療技術部　森廣悦子さん

『成年後見制度』実施から 7 年が経過したそうですが、業務の中で実際に関わる機会はありませんでした。勉強不足もあり、制度が実際にどう活用されているのかイメージしきれない部分がありました。費用が高い印象で、必要な利用者への導入は難しいのではという考えもありました。

今回は、障害者の制度利用に携わっている司法書士の方の講義で面白かったです。講義は成年後見制度・債務整理の法的な部分を分かりやすく説明していただきました。一般的な流れをイメージできたと思います。特に、債務整理の部分で『そのまま返済することが、適切とは限らない』という言葉が印象的でした。請求があれば、パニックになり“大事にならないようお金を払ってしまおう”と思いがちです。でも、冷静に別の選択肢を提案することも PSW の役割です。

やはり利用に際して、対象者にとって敷居が高い制度と感じる面もあります。しかし、法的な手段が果たす役割を正確に理解し、利用していきたいです。

【リレー職場紹介】

財団法人長岡記念財団　長岡病院　デイケアセンター　渡邉房代さん

長岡病院は、京都府内の私立病院では最も早い昭和 59 年に精神科デイケアを開設しました。平成 10 年からデイナイトケア、平成 18 年にはショートケアを開始しています。

現在、約 55 名／日のメンバーが通所しています。スタッフは作業療法士 2 名・看護師 2 名・精神保健福祉士 4 名・曜日担当医師 1 名で構成されており、「その人らしい生活の実現」に向けチームで取り組んでいます。

私がメンバーとの関わりで大切にしているのは、スタッフが“してさしあげる”のではなく、メンバー自身が考え取り組むことです。メンバーの主体性を尊重した活動を通して、それぞれの活き活きとした姿、それが相互作用するグループの力に感動する瞬間があります。

私が特に実感するのは、メンバーが中心となって取り組むレクリエーションです。当デイケ

アは、毎年5月に開催される「京都ゆとりスポーツの集い・ソフトボール大会」に出場しています。約2ヶ月間に及ぶ練習では、それまで集団活動に入ることが困難であった方がチームのために懸命にプレーし、大声を張り上げて応援する姿がありました。結果は、準決勝を同点で終了し、ジャンケンで敗退するという悔しいものでしたが、皆「すがすがしい」と笑顔で健闘を讃え合いました。あれから半年経った今でも「来年に向けてジャンケンの練習をしなあかんなぁ～」と話に花が咲いています。

取り組みを通してさまざまな感情を共有することで、個の経験が集団全体の経験へと深みを増します。そしてそこで得た達成感や自信が、メンバー個々の目標に向けた取り組みにつながっていきます。私は、そこに精神科リハビリテーションの醍醐味を感じています。

【2007年度第2回役員会報告】

日時：2007年10月20日　13:30～18:30
場所：髙木神経科医院内　会議室
出席：亀海・熊取谷・斎藤・佐藤・月川・中瀬・西村・姫野・前田・物
　　事務局員（瀧井・賀来）
欠席：菅生
議長：物　　書記：事務局（賀来・瀧井）　報告書作成：物

1．ソロモン先生講演会報告(佐藤)
　8月4日、メンタルケアアクションとの共催で実施した。参加者13名。当事者がサービス提供者として働くアメリカのスタンダードな形についてのお話などがされた。
2．京都市障害者施策推進プラン改訂のための意見書について（西村）
　意見書について、会員から寄せられた意見を西村、佐藤、物でまとめ、9月20日に提出した。ヒアリングについて、11月2日(金)午前の枠に申請し、中瀬・西村・佐藤・月川が出席予定と報告された。また関連したこととして、京都府でもプラン中間案が出されパブリックコメントを募集している。会員に京都府への意見提出を呼びかける提案が佐藤からあり、実施することとなった。
3．障害者自立支援法に関して5団体での要望書提出について（西村）
　昨年に引き続き5団体で要望書を作成、京都府、京都市に提出する。当協会からは障害者自立支援法委員会の西村、月川が担当した。京都市には10月31日の提出を予定と報告された。
4．会計(月川)：上半期報告がされた。会費未納者69名について役員で分担し納入を促すこととした。
5．通信情報部
　○通信（月川）：通信57号まで発行、例会報告を例会担当者が作成することとなり、原稿の流れが滞ることがあったが改善していく。通信発行日の設定について、事務局と再確認がされた。11月に通信担当者会議を予定。通信担当委員2名の退職にともない委員を募ることとする。
　○ホームページ（斉藤）：8月に立ち上げることができたが、新着情報については更新がされず、今後、担当委員だけに任せずきちんと更新していく体制をとる。掲載情報の基準についても検討していく。ホームページの運営には知識・技術が必要、パソコンを得意とする会員を担当委員として募りたい。リンクの依頼があり、検討の結果、現時

点ではお断りし、今後、早急にリンク基準、作業体制を整え、会員にリンクの依頼をかけることとする。

6．研修研究部

〇初任者研修（熊取谷）：1 日目（必須）：参加者 49 名。アンケートからは倫理についての演習だけでなく京Ｐ会の歴史、組織についても知ることができ良かったとの反応が多く必要性が再確認された。2 日目：参加者 28 名。開催の周知ができていなかったこと、必須ではないことからか、参加者が少なく、当日急遽グループ編成を変更するなどした。グループワーク中心に行なったが、意図的なグループ運営が不十分であったなど、検討課題が多い。3 日目：11 月 18 日開催予定、9 日に打ち合わせを実施する。今回の受講者に来年度はスタッフとして参加してもらうことを考えている。

〇例会（前田・熊取谷）

実施報告：9 月 1 日「居宅介護事業 ―ヘルパー業務の実際と課題―」参加者 27 名
10 月 6 日「金銭トラブル相談の基礎知識～成年後見制度、債務管理の活用法」参加者 37 名

実施予定：11 月 10 日「実践報告（ミニ学会）」演題を募集したが応募者がなく、依頼した。
12 月　休会とし、1 月に変更する
1 月　12 日もしくは 19 日に予定　障害者自立支援法委員会担当
2 月　2 月 2 日予定　医療観察法学習会担当
3 月　3 月 1 日予定　権利擁護委員会担当

検討課題：滋賀県協会からの合同研修会開催の提案について、無理のない範囲で検討する。
北部会場での例会開催希望の声があるので、次年度開催を検討する。

〇専門委員会

権利擁護委員会（斉藤）：アンケートの自由記載部分のまとめに入っている。3 月例会で報告を予定している。

倫理について考える委員会（西村）：冊子作成作業中、10 月から２週に１回のペースで委員会開催を予定している。

実習検討委員会（佐藤）：担当役員を佐藤とする。委員会活動は今年度休会である。

障害者自立支援法委員会（月川）：8 月に委員を募集、上村さん、吉田久美子さん、仲宗根さんが委員となった。法施行後の現状を調査し、1 月例会で報告する予定である。

医療観察法学習会（物）：第 1 回学習会を 10 月 18 日に実施した。参加者 19 名。光愛病院からも参加者があった。

7．組織運営部（姫野・亀海）

規約改正案、処分規程改正案について検討した。総会で改正について検討していくことを報告しているので、会員にも現状報告をし、意見を求めることとする。準備が整いしだいメールで配信することとする。また、フローチャート作成についても取り組む。

8．日本精神保健福祉士協会から（西村）

・都道府県協会代表者会議の内容の報告があり、基幹研修Ⅰの委託開催について検討した。当協会の現状を踏まえた研修体制のあり方、日本協会との協力関係を考えながら引き続き検討していくこととした。

・日本協会構成員であり、都道府県協会員である者が倫理綱領に抵触するなどの問題行動があったときの対応のあり方について報告があった。

・京都府支部と協力関係について検討する予定で、日程調整中であるとの報告がされた。

９．事務局（物）

協会（事務局）に届けられた情報については原則会員へ配信することとし、その判断については事務局長が行うこと、役員から事務局員への連絡は事務局長が行うことが確認された。例会グッズ（文具・名札等）について、事務局が管理し例会会場に持参（長岡記念財団内会員が持ち回り）することとなった。ほか、ウェブメールについてなどの報告がされた。

10.その他

・連絡事項、今後の予定について、また、役員間の情報共有を心がけること、会員に対して報告をきちんとしていくことが確認された。
・次回役員会は、12 月 1 日開催予定。

【第一回医療観察法学習会報告】

日　時	2007 年 10 月 18 日（木）　18:30～21:00
場　所	髙木神経科医院　会議室
テーマ	医療観察法と司法精神医学－事例に即して－
講　師	吉岡　隆一　氏（京都大学医学部付属病院精神科医師）
参加者	19 名

第一回医療観察法学習会を終えて

講師の吉岡先生の診察には何度か同席したことがあります。今回は、普段とは全く雰囲気の違う、「饒舌」な先生の姿を目の当たりにし、びっくりすると同時に、先生のこの問題に対する思いを痛感しました。

事例を交えながら、現行の法律の問題点を指摘され、重大犯罪にもかかわらず医療観察法の適用されないケース、逆に、軽微な犯罪でも、適用となるケースがあることを具体的に提示していただきました。自分の勉強不足のため、当たり前のように話される精神保健福祉法の第何条、医療観察法の第何条、が頭に浮かばず、先生が何をどのように考えておられるのか、正確に理解することは出来なかったと思います。ただ、医療観察法の運用に当たって、精神保健福祉士が出来ること、なすべきこととして、先生が、期待を込めて、警察から患者を奪い取れ、とおっしゃっておられたことが強く印象に残りました。

質疑応答は、なんとなくまったりとした雰囲気で始まり、次第に白熱していきました。日本と欧米の司法精神医学の違い、再犯可能性を予測することの危険性、などなど、さまざまな議論がなされました。私が一番印象に残っているのは、「医療観察法の良い点は何か」という問に対して、先生が「人員配置」と答えられたことです。つまり、逆説的に現在の一般精神病棟の人員配置の少なさの問題が浮き彫りになるというわけです。悲しいことですが、これが現実なのかもしれません。

今回の学習会では、自分の勉強不足を認識するとともに、多くの刺激を受けることが出来ました。医療観察法に絶対反対、運用次第で賛成など、様々な考えをお持ちの方が参加されていたように思います。それに対し、自分は立ち位置が明確に出来ていません。今後は、諸先輩等に教えを乞いつつ、自分の立ち位置を明確にし、何が出来るのか考え、実行していきたいと強く思いました。その意味で、初めて学習会に参加して、非常に意義のある時間を過ごすことが出来たと思っております。講師の吉岡先生をはじめ、参加されていた皆様に感謝しております。

（医療観察法学習会　障害者地域生活支援センターらしく　丸木泰史）

～これからの医療観察法学習会活動～

2 月例会を担当します。講師に光愛病院　医療福祉相談室長の李まり子さんを
お迎えします。皆さま、どうぞご予定ください。
学習会メンバーを募集しています。関心のある方もない方も、お気軽に事務局まで
ご連絡ください。お待ちしています。

【活動報告】

○日本精神保健福祉士協会主催の都道府県代表者会議が開催されました！

去る 10 月 14 日（日）上記会議が開催され、当協会からも会長が参加しました。会議では「資格制度のあり方について」や「生涯研修制度の実施体制について」、「日本精神保健福祉学会について」、そして「日本協会と都道府県協会の連携について」など盛りだくさんの内容の報告や協議が行われました。とくに「生涯研修制度の実施体制について」では、地区協会にその研修の一部（基幹研修Ⅰ）を委託する形が提案（依頼）されました。日本協会の事業や活動の方向性については当協会としても知り、協働するべきところは協働していく関係にあります。しかし、その協力関係については現在まだまだ形式的であり、今後、より実質的なものにしていくための検討をはじめるところです。検討の経過は随時報告させていただきたいと思います。ご意見ご質問などありましたら事務局までお寄せくださいますようお願いします。

○５団体で要望書を提出しました！

10 月 31 日（水）、5 団体による「障害者自立支援法に関する要望書」を京都市に提出しました。引き続き 11 月 15 日（木）には京都府に提出する予定です。

○京都市のヒアリングを受けました！

11 月 2 日（金）10 時、京都市役所障害保健福祉課にて、「京都市障害者施策推進プラン改訂」のための意見についてヒアリングを受けました。

【掲示板】

京都精神保健福祉施設協議会学習会のお知らせ

日　時　2007年12月15日（土）14：30～17：30
会　場　京都府中小企業会館７０８号室（市バス西大路花屋町下車）
テーマ　（仮題）障害者自立支援法施行後の状況と今後の展望
１．各現場からの報告
２．講演「今後の展望について」峰島厚先生（立命館大学）

【事務局からのお知らせ】

会員の動向
所属変更
　桜井　敦子　さん　新所属　　NPO 法人ハートフルトポス　ベテスダ
　　京都市北区紫竹西北町 33-4　ハートフルトポスベテスダ
　　Tel＆Fax　　075-492-7565
会員名簿の訂正
Ｐ．12　中村　有里　さん　　メールアドレス　　正：yuri1227@kuhp.kyoto-u.ac.jp
　　誤：yuri1227@kuhp.kyouto-u.ac.jp
入会者
山下　考子さん　　NPO 法人で・らいと　　共同作業所　で・らいと
　　〒610-0101　京都府城陽市平川中道表 12-30
　　Tel　0774-56-3269

会員数　　2007 年 10 月 31 日現在　286 名

《**会費納入のおねがい**》
　今年度の会費をお納めでない方は、至急お納めいただくようお願いいたします。
10 月の時点で会員の４分の１ほどの方が会費を納入されていない状況です。現在のところ何とか会の活動を行える状況ですが、基本的には全ての方に会費を納入していただくことを前提に予算を立てていますので、年度後半になるほど苦しくなります。また、規約で２年間未納の場合は退会と定められていますので、お気をつけください。
　会費をお納めいただいていない方には、別メールでのお願い、また郵送利用の方にはお願い文をきょうと通信に同封させていただいています。至急お納めいただくよう、ご協力お願いいたします。

　　郵便振替　口座番号　　00960-7-120392
　　加入者名　京都精神保健福祉士協会
　　年会費　　3,000 円

（昨年度未納の方は 6,000 円、郵送負担料のある方は各年度 500 円を併せてお支払い下さい。）
（会計　月川・斉藤）

〈通信情報部からのおねがい〉
通信情報部では通信編集もしくはホームページの運営に参加していただける方を募集しています。ちょっと興味があるという方も大歓迎です。まだまだ発展途上の通信情報部です。新たな感性を求めています。ご連絡はまず事務局までお願いします。
（通信情報部　斉藤・月川）

【編集後記】
肌寒くなり、ようやく秋らしくなってきました。編集も終え、ほっとしたので、ようやく秋を満喫できそうです･･･。（黒岩）
紅葉が猛暑の影響で遅れるそうですが、待ち遠しいものです。今年も京都のあちこちで楽しめそうですね。（小野）